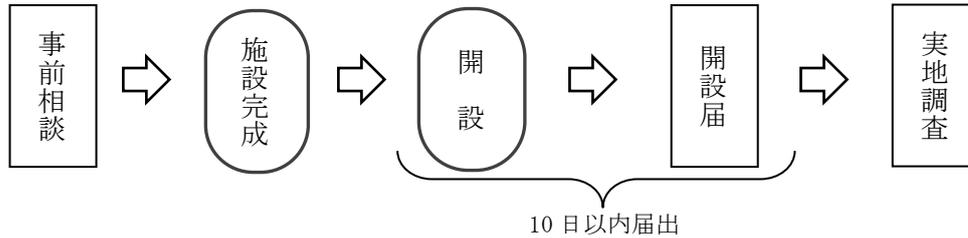


施術所の新規開設について

◆ 新規開設手続の流れ (□が保健所での手続です。)



- ・事前相談：構造設備及び名称等についてあらかじめ御相談ください。平面図、開設書類で準備可能なものを御持参ください。
- ・開設届：開設後10日以内に保健所窓口へ御提出ください。
- ・実地調査：保健所職員が施設に伺い、実地調査終了後に開設届副本をお渡しします。

◆ 構造設備の基準等

6. 6平方メートル以上の専用の施術室	○ 施術室は、住居・他の店舗等から構造上独立している場所に配置してください。
3. 3平方メートル以上の待合室	○ 「柔道整復」と「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」の施術所を併設する場合には、それぞれ専用の施術室を設ける必要があります。ただし、「柔道整復」と「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」双方の免許を持つ施術者が一人で両方の施術所を開設する場合は、施術室を兼用することが可能です。
施術室の面積の7分の1以上の外気開放面積、又は換気装置	○ 施術室、待合室等の区画は、上下左右、固定壁や扉で区画してください。
施術に用いる器具、手指等の消毒設備	○ 外気開放面積は、窓等の一度に開放できる部分で計算してください。
衛生上必要な措置	○ 使い捨てではない器具を使用する場合には滅菌機器を備えてください。
その他	○ 常に清潔を保持してください。採光、照明及び換気を十分に行ってください。
○ はり業を行う場合には、使用済み鍼用の廃棄物容器を用意し、医療用廃棄物業者と契約を締結してください。	
○ 必要な消防設備（消火器等）を設置してください。	

◆ 開設届出書類等 (開設後、10日以内に届け出てください。)

施術所開設届 (2部)	○ 正本、副本用の両方に押印（法人の場合は代表者印）が必要です。
	○ 名称についてはあらかじめ御相談ください。
業務に従事する施術者の免許証写し (2部)	○ 免許証本証と照合しますので、本証も御持参ください。
添付書類 平面図 (2部)	○ 図面中に次の事項を記入してください。 ・ 各室の名称 (待合室及び施術室) ・ 各室の床面積 (施術室 6.6㎡以上、待合室 3.3㎡以上) ・ 施術室の外気開放面積 (窓：室面積の1/7以上) 又は換気装置とその位置 ・ 消毒設備の位置
案内図 (2部)	○ 最寄駅、バス停等から施術所までがわかる案内図
〔開設者が法人の場合のみ〕 法人の定款 (寄附行為) 写し及び登記事項証明書	○ 定款 (寄附行為) の写し (2部) については、原本と照合しますので、原本も御持参ください (原本持参が難しい場合は、代表者による原本証明も可)。事業目的に施術所の運営が含まれている必要があります。 ○ 登記事項証明書 (発行後6ヶ月以内のもの) は、副本添付用のみ写しで構いません。
本人確認書類	○ 運転免許証、パスポート等を御持参ください。

[問合せ先]

東京都西多摩保健所 管理課 保健医療担当
〒198-0042 青梅市東青梅 1-167-15
電話 0428-22-6141 (代表)